

法令・規格・基準と行政機関の取組

【法令・規格・基準】

● 法令等

<着用について>

- ・ 小型船舶乗船時を除くレジャーでは、ライフジャケットの着用義務はない。
- ・ 小型船舶の船室外の甲板上では、国の基準に適合した小型船舶用救命胴衣等の着用義務がある。

<安全基準について>

- ・ 着用義務がある小型船舶乗船時を除くレジャーで着用するライフジャケットの性能については、法令等による規定はない。
- ・ 小型船舶乗船時に着用が必要となるライフジャケットは、小型船舶安全規則で性能要件が規定されている。小型船舶用救命胴衣等の多くは、型式承認により基準適合が確認されている。

● 規格・基準等

国内では以下の規格・基準等があり、浮力、強度、表示等が規定されている。

- ・ 日本産業規格 舟艇用フローティングジャケット（JIS F1026 : 1995）
- ・ 小型船舶用救命胴衣等の型式承認試験基準（桜マーク）
- ・ レジャー用ライフジャケットの性能確認試験基準（性能鑑定済マーク（CS マーク））
- ・ RAC 川育ライフジャケット認定規則（RAC 川育ライフジャケット認定マーク）

【行政機関の取組】

- 国土交通省は、ウェブページで小型船舶用のライフジャケットの種類や特徴、安全基準等を紹介している。また、「河川水難事故防止ポータルサイト」の水辺の安全に関するコンテンツの中で、川遊びでの着用推奨や Q&A 等を掲載している。
- 海上保安庁は、ライフジャケットの着用体験会など海難防止に関する様々な啓発活動を行っている。また、ウォーターアクティビティに関する総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド」では、ライフジャケットの種類、つけ方などをイラストや動画等で示している。
- 東京都（生活文化スポーツ局消費生活部）は、平成 30 年度に「子供用ライフジャケット」について、アンケート調査や浮力試験等を行い、釣りやボート遊びなどの活動内容により着用率が異なることなどが分かった。

第1 法令・規格・基準

1 法令等

<着用について>

ライフジャケットの着用義務等に関する法令等をまとめたものを、表1に示す。

小型船舶では原則着用が義務づけられているが、小型船舶に該当しない船舶やその他のレジャー時には、ライフジャケットの着用義務はない。なお、東京都では、条例により小型船舶に該当しない船舶に乗船する際に、ライフジャケットの着用努力義務がある。

表1 ライフジャケットの着用義務等について

対象	着用等	法令等
【参考】中型・大型船舶 (総トン数20トン以上)	搭載義務	SOLAS条約(国際条約)
小型船舶 (総トン数20トン未満等)	着用義務	船舶職員及び小型船舶操縦者法
小型船舶に該当しない船舶 ※ 例：ミニボート、手漕ぎボート、 カヌー、カヤック、SUP等	着用努力義務	東京都水上安全条例
その他のレジャー 例：海岸・湖・川での水遊び・遊泳、 陸上での釣り等	なし	なし

※ 長さが3メートル未満であり、推進機関の連続最大出力が1.5 キロワット未満である船舶（ミニボート）や、ろかいのみをもって運転する舟等。¹

¹ 船舶安全法第2条第2項、船舶安全法施行規則第2条

（１）船舶職員及び小型船舶操縦者法

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の改正により、平成 30 年 2 月（12 歳未満の小児に対しては、平成 15 年 6 月）から、小型船舶の船室外の甲板上では国の基準に適合したライフジャケットの着用が義務化されている。

○船舶職員及び小型船舶操縦者法

（小型船舶操縦者の遵守事項）

第二十三条の三十六

4 小型船舶操縦者は、小型船舶に乗船している者が船外に転落するおそれがある場合として国土交通省令で定める場合には、船外への転落に備えるためにその者に救命胴衣を着用させることその他の国土交通省令で定める必要な措置を講じなければならない。

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則

（船外への転落に備えた措置）

第百三十七条 法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 航行中の特殊小型船舶に乗船している場合
- 二 十二歳未満の小児が航行中の小型船舶に乗船している場合
- 三 航行中の小型漁船に一人で乗船して漁ろうに従事している場合
- 四 前各号に定めるもののほか、小型船舶の暴露甲板に乗船している場合

（２）東京都水上安全条例

東京都では、平成 30 年 7 月より東京都水上安全条例が施行され、河川の水面、京浜港東京区の港域内海面等では、小型船舶に該当しない船舶に乗船する際にも、ライフジャケットを着用するよう努めなければならない。

○東京都水上安全条例

（救命胴衣の着用）

第十条 何人も、水上において、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶に乗船する際には、東京都公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定めるときを除き、救命胴衣を着用するよう努めなければならない。

<安全基準について>

着用義務がある小型船舶乗船時を除くレジャー時に使用するライフジャケットの性能については、法令等による規定はない。一方で、小型船舶乗船時に着用が必要となるライフジャケットは、小型船舶安全規則に小型船舶用救命胴衣及び小型船舶用浮力補助具の性能要件が規定されている。

(3) 小型船舶安全規則

規定されている主な性能要件は、以下のとおり。なお、膨張式や呼気併用式の製品には、更にその構造に関する要件が規定されている。

○小型船舶安全規則第 53 条、第 54 条の 2 （※一部抜粋）

（小型船舶用救命胴衣）

第五十三条 小型船舶用救命胴衣は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

三 容易に着用でき、かつ、誤った方法で着用されないように作られたものであること。

五 七・五キログラム（小児（一歳以上十二歳未満のものをいう。以下同じ。）用の小型船舶用救命胴衣にあつては、体重が四十キログラム未満の小児用のものは五キログラム、体重が十五キログラム未満の小児用のものは四キログラム）の質量の鉄片を淡水中で二十四時間以上支えることができること。

六 非常に見やすい色のものであること。

八 水中において、顔面を水面上に支持し、身体が垂直よりも後方に傾き、安全な浮遊姿勢となるように作られたものであること。

九 耐食性材料で作られた笛がひもで取り付けられていること。

（小型船舶用浮力補助具）

第五十四条の二 小型船舶用浮力補助具は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 五・八五キログラムの質量の鉄片を淡水中で二十四時間以上支えることができること。

二 水中において、着用者が安全に呼吸することができるものであること。

三 第五十三条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる要件

小型船舶乗船時に着用が必要なライフジャケットの多くは、型式承認²で基準適合の確認が行われており、基準適合品には桜マークが付される。具体的な試験内容と判定基準は、国土交通省の型式承認試験基準³で規定されている。

² プロトタイプに対して型式承認試験を行い、物件の設計、性能、工作精度等が十分であり、かつ事業者が製造能力があることを確認して型式承認をすることで以後製造される物件は、型式承認を受けた型式どおりに製造されたものであることを確認する簡単な検査（検定）を行うことにより、基準に適合していることを確認する方法。事前にメーカー等により型式承認試験、検定が受検されている場合には、船舶検査時の当該物件に対する検査が省略される。

³ 国土交通省 型式承認基準 https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000009.html

2 規格・基準等

ライフジャケットの国内の規格・基準等の概要を、表2に示す。それぞれの規格・基準等の詳細については、各項目を参照のこと。

表2 ライフジャケットの国内の規格・基準等に関する概要

名称 (承認／鑑定／認定)	小型船舶用救命胴衣等の型式承認試験基準 (国土交通省)	レジャー用ライフジャケットの性能確認試験基準 (日本小型船舶検査機構)	RAC 川育ライフジャケット認定規則 (川に学ぶ体験活動協議会)
マーク	 桜マーク	 性能鑑定済マーク (CS マーク)	 RAC 川育ライフジャケット認定マーク
構造	固型式、膨脹式ほか	固型式のみ	固型式のみ
区分等	<u>TYPE A～G</u> 船舶種類や航行区域等別 <u>小児用</u> 体重別	<u>大人用</u> L1～L3 : 使用目的や使用環境別 <u>子供用</u> LC1、LC2 : 体重別	<u>大人用</u> R1～R3 : 想定エリア別 <u>子供用、乳児用</u> 区分なし
浮力	<u>小型船舶用救命胴衣</u> TYPE A～F : 7.5kg 以上 <u>小型船舶用浮力補助具</u> TYPE G : 5.85kg 以上	<u>大人用</u> L1 : 11.7kg 以上 L2 : 7.5kg 以上 L3 : 5.85kg 以上	<u>大人用</u> R1 : 11.7kg 以上 R2 : 7.5kg 以上 R3 : 5.85kg 以上
	<u>小児用</u> 7.5kg 以上 (体重 40kg 以上) 5kg 以上 (体重 15kg 以上 40kg 未満) 4kg 以上 (体重 15kg 未満)	<u>子供用</u> LC1 : 5kg 以上 (体重 15kg 以上 40kg 未満) LC2 : 4kg 以上 (体重 15kg 未満)	<u>子供用、幼児用</u> 4 kg 以上 幼児用の場合には、頭部の浮力補助を目的としたピローが背面首元に付属していること
浮遊状態	着用して体の力を抜いた状態で浮遊した時、顔面を水上に支持し、垂直より後傾姿勢で浮遊 口元高さ※は 0 cm 以上 (※口元の最も低い位置と水面との間の垂直高さ)	着用して体の力を抜いた状態で浮遊した時、安全に呼吸できる	なし (※浮力試験で、前身頃と後見頃の浮力を比較し、前身頃の浮力が後見頃の浮力より大きいことを確認している)
強度	2 分間水中に浸漬後、荷重を 30 分間加えて、損傷しない ・ 水平(胴部) : 2000N 以上 小児用 1300N 以上 ・ 垂直(試験用型と救命胴衣の肩部又は首部) : 750N 以上 小児用 490N 以上	荷重 880N (子供用は 580N) を 5 分間加えて、損傷しない ・ 胴部、吊り下げ部、引上げ用 グラブハンドル、股ベルト	荷重 880N (子供用、幼児用は 580N) を 5 分間加えて、損傷しない ・ 胴部、垂直方向(吊り下げ部)、 股ベルト ※吊り下げ部 : 幼児用は両肩、 大人用、子供用は片肩を吊り 下げて行う
色	指定あり (TYPE A～C のみ)	指定なし	指定なし

（１）日本産業規格

日本産業規格（旧：日本工業規格）として、「JIS F1026：1995 舟艇用フローティングジャケット」が制定されている。この規格は、ウォータースポーツなどにおいて、人体を浮かすために着用するフローティングジャケットについて規定したものである。なお、今回調査した中では、JIS マークがついた商品は確認できなかった。

（２）型式承認基準

小型船舶乗船時に着用が必要なライフジャケットの性能を、型式承認により確認するための基準である。型式承認は国土交通省、量産品の同一性能検定は検査機関（日本小型船舶検査機構等）で行っており、基準適合品には桜マークが付される。小型船舶用救命胴衣等には、浮力や色、反射材やホイッスルの有無等により様々なタイプがあり、乗船する船舶の種類、航行区域等によって着用可能なものが異なる。主なタイプの特徴を、表 3 に示す。

表 3 小型船舶用救命胴衣等の主なタイプの特徴⁴

	小型船舶用救命胴衣			小型船舶用浮力補助具
	TYPE A	TYPE D	TYPE F	TYPE G
特徴	・ 浮力 7.5kg 以上 ・ 発見されやすい色 （オレンジ・黄色等） ・ 反射材・笛あり	・ 浮力 7.5kg 以上 ・ 色自由 ・ 反射材・笛あり	・ 浮力 7.5kg 以上 ・ 色自由	・ 浮力 5.85kg 以上 ・ 色自由 ※ 小児用なし

※小児用の浮力（TYPE G に小児用はない）

体重	浮力
40kg 以上	7.5kg 以上
15kg 以上 40kg 未満	5kg 以上
15kg 未満	4kg 以上

⁴ 国土交通省 ライフジャケットの種類と特徴 https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000017.html

小型船舶用救命胴衣及び小型船舶用浮力補助具の型式承認試験基準は、環境試験、材料・部品に対する試験、性能試験に分かれている。環境試験では、温度繰り返し試験や耐油試験などを行っている。また、材料・部品に対する試験では、布地、縫い糸、ベルト等の試験破断強度やファスナーの耐久性、金属の腐食などを試験で確認している。

小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼吸併用式以外のもの）における性能試験及び表示の主な規定内容を、表４に示す。

表４ 小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼吸併用式以外のもの）の性能試験と基準⁵

試験方法	判定基準
１ 浮力試験	
１ 個の供試体に質量 7.5kg（体重が 40kg 未満の小児用のものにあつては 5kg、体重が 15kg 未満の小児用のものにあつては 4kg）の鉄片を吊り下げて淡水に浮かべる。	24 時間以上浮き続けられること。
２ 強度試験	
１ 水平強度試験 供試体を 2 分間水中に浸漬させた後、人が着用するのと同じ要領で紐等を締める。着用者の胴体を締め付ける部分に 2000N 以上（小児用の場合、1300N 以上）の荷重を 30 分間加える。	損傷しないこと。
２ 垂直強度試験 供試体を 2 分間水中に浸漬させた後、人が着用する時と同様の方法で型に装着する。750N 以上（小児用の場合、490N 以上）の荷重を試験用型と救命胴衣の肩部又は首部に 30 分間加える。	損傷しないこと。また、本試験中、試験用型から外れずに装着されていること。
３ 着用試験	
通常の衣服を着用している各被験者に、あらかじめ着用方法の説明を行い、供試体を着用させ、着用に必要な時間を測定する。その後、前後屈、左右への曲げ、上体の回転及び首の回転の動作を行わせる。被験者は、供試体の種類により次のとおり選抜されること。	(1) 軽量でかさばらず、作業等を行うのに支障がないこと。 (2) １分以内に正しく、かつ、容易に着用できること。 (3) 裏返しでも着用することができるか又は明らかに一つの方法のみで着用できるものとする。

⁵ 国土交通省 型式承認基準 https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000009.html

a. 供試体に着用者の体格の範囲が指定される場合には、指定範囲内での大中小の被験者 3 人以上。 b. 供試体が小児用の場合には、次のうち供試体が対象とする体重範囲での大中小の体格の被験者 3 人以上。 ① 15kg 未満 ② 15kg 以上 40kg 未満 ③ 40kg 以上 なお、供試体が①から③までの体重範囲の内 2 以上を対象としている場合には、それぞれの体重範囲で被験者を 3 人以上とすること。また、着用の際、補助をしてもよい。 人体と比較して、代表的な結果が得られることが立証されたマネキンの場合には、そのマネキンを被験者の代わりとすることができる。 c. 上記以外の供試体の場合には、次の身長範囲毎に被験者 1 人以上とし、合計で被験者 3 人以上。 身長範囲 ① 140cm 以上 160cm 未満 ② 160cm 以上 180cm 未満 ③ 180cm 以上	(4) 適切な性能を得るために必要な締め付け固着部は、少数で単純なものであること。
4 水中性能試験	
次の試験を、淡水中で波のない状態で行う。 被験者は、着用試験に規定する 3 人で行う。 被験者は、水着のみを着用する。	
1 飛び込み試験 供試体を着用した被験者が、高さ 1 m 以上から足を先にして垂直に水中に飛び込む。 水中に飛び込む際、被験者は負傷を避けるため、供試体を押さえておくことができる。 飛び込み後、被験者は体の力を抜いた状態で浮遊する。	供試体が被験者から脱落したり、被験者に危害を及ぼさないこと。 顔面を水面上に出した状態で浮遊すること

2 浮遊試験 供試体を着用した被験者が、淡水中で若干の後傾姿勢をとった後、体の力を抜いて浮遊した時、以下の項目について測定する。 a.胴体角度：肩部及び腰部の前側を結ぶ直線の垂直線に対する角度 b.口元高さ：口元の最も低い位置と水面との間の垂直高さ	顔面を水上に支持し、以下の姿勢で浮遊すること。 a.垂直より後傾の姿勢で浮遊すること。 b.口元高さは0 cm 以上であること。
3 復正試験 被験者は、ゆるやかに水をかき（平泳ぎ）、次に最小限の前進行き足をつけてリラックスし、頭を下にし、完全に疲れ切った状態をまねてみる。被験者の口が水面上に出てくるまでの時間を計測する。この場合、被験者が水をかけない場合には後方から押しでも良い。	5 秒以内に口が水面上に出ること。
5 外観検査	
供試体の外観、構造及び質量について、仕様書及び図面と照合しながら検査する。	(1) 仕様書及び図面どおりであること。 (2) 耐食性材料で作られた笛が紐で取り付けられていること。（第 53 条第 5 項の適用のあるものについては除く。） (3) 縫製等の仕上りが良好であること。
6 再帰反射材の貼付状況	
供試体への再帰反射材の貼付状況を調べる。	(1) 合計面積が 100cm² 以上の再帰反射材をできる限り供試体の上部に分散して貼り付けていること。 (2) 裏返しでも着用できるものにあっては、(1)の方法により再帰反射材を両面に貼り付けていること。
7 色度検査	
供試体の表面色を調べる。なお、表面色調が内部浮力体の影響を受けるものは、浮力体を重ねて行うこと。	供試体の表面積の上部 2 分の 1 については、次の要件に適合する色及び再帰反射材の面積の合計が 75%以上であること。

	JIS Z 8721（三属性による色の表示方法）による色の 7.5RP～2.5GY に相当するもので、明度／彩度が次の範囲のものを標準とする。 7.5RP 以上 10.0RP 未満 ： 5 以上／12 以上 10.0RP以上 10.0R未満 ： 5 以上／12 以上、又は、4 以上／14以上 10.0R 以上 5.0YR 未満 ： 6 以上／12 以上、又は、5 以上／14以上 5.0YR 以上 10.0YR 未満 ： 7 以上／12 以上 10.0YR 以上 2.5GY 以下 ： 8 以上／10 以上
8 標示検査	
供試体に標示される項目を確認する。	(1) 次の事項が標示されること。 ① 物件の名称 ② 物件の型式 ③ 製造年月 ④ 製造番号 ⑤ 製造者 ⑥ 搭載する小型船舶の船名、船舶番号又は船舶所有者名 ⑦ 着用できる小児の体重の範囲（小児用のものに限る。） (2) 着用者の体格の範囲が指定される場合には、その指定範囲が標示されること。 (3) 小児用にあつては、その旨が標示されること。 (4) 必要と認められるものについては定められた有効期限が標示されること。

（２）レジャー用ライフジャケットの性能確認試験基準⁶

レジャー用ライフジャケットの性能確認試験基準は、平成 26 年度にレジャー関係者、救命胴衣製造事業者等により構成された「レジャーで使用する個人用の浮力補助具に関する業界の性能基準策定支援技術委員会」を策定主体として検討されたものである。「レジャー用ライフジャケット」とは、船舶安全法における検査対象外の船を利用して、釣りやカヌーその他河川・海浜レジャー等を楽しむことを目的として使用される法定備品ではない個人用の浮力補助具を指す。

日本小型船舶検査機構が性能を鑑定し、認証した製品には性能鑑定済マーク（CS マーク）が付与される。性能鑑定はプロトタイプで行い、量産品は抜き取り検査により同一性能鑑定を行う。

当該基準は固型式を対象としており、膨脹式、呼吸併用型、気体密封式は対象としていない。大人用は使用目的や使用環境により 3 つ、子供用は体重により 2 つの規格がある。

規格別の浮力・使用目的等を、表 5 に示す。

表 5 レジャー用ライフジャケットの規格別の浮力・使用目的等

	規格	浮力 (kg)	使用目的や使用環境の例
大人用	L1	11.7	波の荒い状態で行う磯釣り 激流の中でのラフティング（乗客貸出し用）など
	L2	7.5	防波堤（波止場）で行う釣りなど
	L3	5.85	カヌー、ラフティング及びカヤック（ガイド・インストラクター用）、平穏な水面で行う釣りなど
子供用	LC1	5	体重が 15 kg 以上 40 kg 未満の子供用
	LC2	4	体重が 15 kg 未満の子供用

当基準における性能試験及び表示の主な規定内容を、表 6、表 7 に示す。

⁶ 日本小型船舶検査機構 業界等が定めた基準について https://jci.go.jp/inspection/seinoukantei_kijun.html

表6 レジャー用ライフジャケットの安全性能に関わる主な項目⁷

試験方法	判定基準																		
1 浮力試験																			
1 個の供試体にタイプに応じた下表の鉄片を吊り下げて淡水に浮かべる。 <table><tr><td></td><td colspan="3">大人用</td><td colspan="2">子供用</td></tr><tr><td>タイプ</td><td>L1</td><td>L2</td><td>L3</td><td>LC1</td><td>LC2</td></tr><tr><td>浮力 (kg)</td><td>11.7</td><td>7.5</td><td>5.85</td><td>5</td><td>4</td></tr></table> LC1：体重15kg以上、40kg未満の子供を対象 LC2：体重15kg未満の子供を対象		大人用			子供用		タイプ	L1	L2	L3	LC1	LC2	浮力 (kg)	11.7	7.5	5.85	5	4	24時間以上浮き続けられること。
	大人用			子供用															
タイプ	L1	L2	L3	LC1	LC2														
浮力 (kg)	11.7	7.5	5.85	5	4														
2 強度試験																			
・吊下げ部 供試体の吊り下げ部に、荷重880N（子供用は580N）を5分間加える。 ・胸部 人が着用するのと同じ要領で紐等を締めた後、供試体の着用者を締め付ける部分に荷重880N（子供用は580N）を5分間加える。 ・引上げ用グラブハンドル（有する場合に限る） 人が着用するのと同じ要領で紐等を締めた後、グラブハンドルを固定し、試供体の着用者を締め付ける部分に荷重880N（子供用は580N）を5分間加える。 ・股ベルト（有する場合に限る） 人が着用するのと同じ要領で紐等を締めた後、試供体の股ベルト部分に荷重880N（子供用は、580N）を5分間加える。	損傷しないこと。																		

⁷ 「レジャー用ライフジャケットの性能確認試験基準」の「1 浮力試験」～「5 外観検査」から抜粋。

3 着用試験	
通常の衣服を着用する各被験者に、予め着用方法の説明を行い、供試体を正しく着用させる。ただし、小さな子供及び幼児の場合には、着用の補助を行っても差し支えない。その後、前後屈、左右への曲げ、上体の回転及び首の回転の動作を行わせる。 被験者は、供試体の種類により次の通り選抜されること。 (ア) 着用者の体格の範囲が指定される場合、指定範囲内での大中小の3人以上。 (イ) 子供用の場合、次のうち対象の体重範囲での大中小の体格の3人以上。 ① 15kg以上40kg未満 (LC1) ② 15kg未満 (LC2) (ウ) 上記以外の場合、次の身長範囲毎に1人以上とし、合計で3人以上。 ① 160cm未満 ② 160cm以上180cm未満 ③ 180cm以上	着用及び動作に支障がないこと。
4 水上性能試験	
淡水中で波のない状態で行う。 被験者は、水着のみを着用し、着用試験に規定する3人で実施する。 ・飛び込み試験 供試体を着用した被験者が、高さ1m以上から足を先にして垂直に水中に飛込む。 水中に飛込む際、被験者は負傷を避けるため、L1は手を下した状態で、L1以外は供試体を押さえておくことができる。 また、LC2は当該試験を免除できる。	供試体が被験者から脱落したり、被験者に危害を及ぼさないこと。

・浮遊試験 供試体を着用した被験者が、淡水中で力を抜いた状態での、浮遊姿勢を調べる。 但し、LC2に関してはマネキン3体で代用することができる。	被験者が、安全に呼吸することができること。
5 外観検査	
供試体の外観及び構造について、仕様書及び図面と照合しながら検査する。	(1) 仕様書及び図面どおりであること。 (2) 縫製等の仕上がりが良好であること。

表7 レジャー用ライフジャケットの安全性能に関わる標示等⁸

試験方法	判定基準
6 標示検査	
供試体に標示される項目を確認する。	次の事項が標示されること。 ① 物件の名称 ② 物件の型式 ③ ロット番号又は製造年月 ④ 製造者 ⑤ 規格(ユーザーにとってわかり易いもの) ⑥ マニュアルどおり整備点検すべき旨標示
7 使用方法及び点検方法についての指示	
適当な使用方法及び点検方法が、指示として添付されていること。	指示内容が適当であること。

⁸ 「レジャー用ライフジャケットの性能確認試験基準」の「6 標示検査」「7 使用方法及び点検方法についての指示」を記載。

（３） RAC 川育ライフジャケット認定規則

RAC 川育ライフジャケット認定規則は、NPO 法人川に学ぶ体験活動協議会（以後「RAC」とする。）が、川や海などの水辺での活動における使用を想定したライフジャケットを認定するために基準等を定めたもので、平成 26 年 12 月に制定し、令和 5 年 9 月に改訂した。流れの中の活動でも体にしっかりとフィットし脱げにくい構造であることや、水中で呼吸が確保しやすい浮遊姿勢となるようにつくられたものであるなどが性能として求められている。

RAC が認定した製品には RAC 川育ライフジャケットの認定マークが表示される。また、当該基準は固型式を対象としており、現在の規則では大人用は想定エリアにより 3 つの区分がある。

区分別の浮力・目的等を、表 8 に示す。

表 8 RAC 川育ライフジャケットの規格別の浮力・目的等

	区分	浮力 (kg)	想定エリア	用途例
大人用	R1	11.7 以上	主に急流エリア（源流部や上流部などの流れの速い急流と深みのあるエリア）向け	・ 高浮力が必要な活動
	R2	7.5 以上	主に流水エリア（上流部～中流部などのやや早い流れや深みのあるエリア）向け	・ 川遊び ・ 水防活動、災害対応活動 ・ 水際での活動（釣り、生物調査、等）
	R3	5.85 以上	主に静水エリア（中流部～下流部などの穏やかな流れや深みのあるエリア）向け	・ 静水エリアでの川の遊び ・ 水際での活動（釣り、生物調査、等） ・ パドルスポーツ

子供用、幼児用は浮力 4kg 以上を有するもの。

幼児用の場合には、頭部の浮力補助を目的としたピローが背面首元に付属していること。

当規則における性能試験及び表示の主な規定内容を、表 9、表 10 に示す。

表9 RAC 川育ライフジャケットの安全性能に関わる主な項目⁹

1 N≒0.102kgf

試験方法等	判定基準
1 浮力試験	
(1)または(2)の試験方法及び(3)によること (1) 浮力計測テスト 質量計測器に吊り下げられた水中の重り（鉄力ゴ等：供試体の浮力よりも重いこと）に供試体を固定する。 水に沈めて24時間経過後の荷重を計測し浮力を求める。 水中の重りのみの計測値（A） 水中の重りに供試体を固定し 24時間経過後の計測値（B） 供試体の浮力＝A－B 試験条件：淡水、水温 20℃（±5℃） (2) 鉄片吊り下げテスト 浮力表示（Akg）の場合、下記の計算式による質量（Wkg）以上の鉄片を吊り下げて 24 時間淡水に浮かべる。 計算式：$W=1.147 \times A$ （中性浮力の時 $W=A+W/7.8$より） (3) 前・後の浮力 前身頃の浮力と後見頃の浮力の比較	(1) 24時間経過後に表示以上の浮力を有すること。 (2) 24 時間以上浮き続けられること。 (3) 前身頃の浮力が後見頃の浮力より大きいこと。
2 強度試験	
(1) ①垂直方向強度試験（大人用、子ども用） 人が着用するのと同じ要領でベルト・紐等を締めた後、以下の図に示すとおり、強度試験供試体を吊り下げ、荷重 880N（子ども用にあっては 580N）を 5 分間加える。	損傷しないこと。

⁹ 「RAC 川育ライフジャケット認定規則」の「5条 試験方法及び判定基準」を抜粋。

②垂直方向強度試験（幼児用） ベルト・紐等を締めた後、以下の図に示すとおり、両肩に棒を通す形で強度試験供試体を吊り下げ、股下ベルトの前後均等に負荷がかかる様に荷重 580Nを 5 分間加える。 (2) 胴部強度試験 人が着用するのと同じ要領でベルト・紐等を締めた後、供試体の着用者を締め付ける部分に荷重 880N（子ども用・幼児用にあっては 580N）を 5 分間加える。 (3) 股下ベルトの強度試験 子ども用の場合は、股下ベルトに荷重580N以上を 5 分間加える。 幼児用の場合は（1）②による。	
3 着用試験	
・ 大人用の場合は主にウエストの部分で締めるなど、固定できる構造となっていること。 ・ 腕が動かしやすい構造であること。 ・ 子ども用・幼児用の場合は上記の構造のほか、股下ベルトが備わっていること。	着用及び動作に支障がないこと。
4 ファスナーに関する事項	
ファスナー開放防止 ファスナーが付いている物の場合、意図しない開放がし難い構造が備わっていること。	防止機能があること。

表 10 RAC 川育ライフジャケットの安全性能に関わる表示等¹⁰

＜認定要件＞ ・ 本体又は付属資料に、使用要件（使用目的、適用体重、適用胸囲等の適正なサイズ）、器材の特徴（長所、短所）、器材に対応した適切な着脱方法、保管方法、使用・経年による劣化に関する事項が明記されていることが望ましい。	
試験方法等	判定基準
表示検査	
本体表示 供試体に標示される項目を確認する。	次の事項が表示されていること。 1. 商品名称（または商品番号） 2. 製造者（または販売者） 3. 浮力、R2・R3 の区分 4. 子ども用、幼児用にあつては、その旨が表示されること。

¹⁰ 「RAC 川育ライフジャケット認定規則」の「第4条 認定要件 6. 表示」、「第5条 試験方法等及び判定基準 6. 表示検査」を記載。

第2 行政機関の取組

1 国土交通省

国土交通省海事局では、ウェブページ¹¹にて、小型船舶用のライフジャケットの種類と特徴、安全基準等を紹介するとともに、どのタイプを着用する必要があるかなどを説明している。

国土交通省水管理・国土保全局では、「河川水難事故防止ポータルサイト」¹²にて、水辺の安全に関するコンテンツや情報を掲載しており、その中で川遊びでのライフジャケット着用を推奨し、着用の目安やQ&A、活動に適したライフジャケットなどを掲載している。

2 海上保安庁

海上保安庁では、海難防止に関する様々な啓発活動をしており、その中でライフジャケットの着用推奨などを発信している。

対面では、海難防止講習会やマスコミ等に向けたライフジャケットの着用体験会、落水体験取材の協力等を行っており、正しい着用の重要性などを伝えている。

オンラインでは、平成30年4月に、遊泳、スノーケル、SUP、水上オートバイ等のウォータースポーツに関する総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド」¹³を開設し、その後も掲載内容の充実を図っている。この中で、ライフジャケットの種類、つけ方などをイラストや動画と共に示している。SNS等でも、海難防止に関する啓発の中でライフジャケットの着用推奨などの内容を発信している。

また、統計資料「海難の現況と対策」¹⁴では、釣り中の海中転落者のライフジャケット着用率や海のレジャー中の事故の傾向などを示している。

3 消費者庁

消費者庁では、ウェブページやメールマガジン等で定期的に海や川などの水辺での事故防止、特に子供の事故に関する啓発を行っている。令和元年7月には、海上保安庁・国民生活センターと連名で、海水浴でのフロート使用中の事故への注意喚起¹⁵を行い、事故防止のアドバイスの中でライフジャケットの正しい着用にも触れている。また、令和3年7月には、外出先での子供の水の事故への注意喚起¹⁶として、事故件数・事例、場所別の注意点を掲載し、必要に応じたライフジャケットの着用を発信している。

¹¹ 国土交通省「ライフジャケットの着用義務拡大」

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html

¹² 国土交通省「河川水難事故防止ポータルサイト」

https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/play/use_a_life_jacket.html

¹³ 海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/>

¹⁴ 海上保安庁 海難の現況と対策 <https://www.kaiho.mlit.go.jp/doc/hakkou/toukei/toukei.html>

¹⁵ 消費者庁「海水浴での「フロート使用中の事故」に気を付けましょう！」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_022

¹⁶ 消費者庁「もうすぐ夏本番!外出先での子どもの水の事故に御注意ください!-海水浴、水泳、釣り等で水辺へお出かけの際は、危険箇所等を事前に把握し、水辺で遊ぶときはライフジャケットを必ず着用しましょう-」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_051

4 警視庁

警視庁では、SNS で、定期的に海や川などの水辺での事故防止に関する注意啓発をしており、その中でライフジャケットの着用方法などの着用推進に関する内容を発信している。

5 東京消防庁

東京消防庁では、ウェブページで「安全・安心情報」として、家庭や事業所での防災・救急アドバイスなど、生活に密着した情報を掲載している。日常生活における季節の事故として、毎年河川やプール等でおぼれる事故の注意喚起¹⁷を行っている。具体的には救急搬送の人数を示し、事故防止対策の一つとして「海や河川でのライフジャケットの着用」などを示している。

6 東京都

東京都建設局では、ウェブページ¹⁸や水難事故防止ポスター内で、河川での水難事故の防止の注意喚起として、特に子供に対し川に入る時のライフジャケットの着用等と呼び掛けている。

東京都生活文化スポーツ局では、子供の事故防止に関する啓発誌¹⁹内やウェブページ²⁰等で、水辺で遊ぶ際のライフジャケットの着用推奨を行っている。この他にも、平成 30 年度に子供用ライフジャケットの安全性に関する調査²¹を行い、ウェブアンケートや安価なライフジャケットの浮力試験等を実施した。調査では、釣りやボート遊びなどの活動内容により着用率が異なることが分かったほか、ベルト締め付け不足などの適切ではない使用を示すアンケート回答などがあった。また、浮力試験では表示された浮力に満たない製品も確認された。

¹⁷ 東京消防庁「河川やプール等での水の事故を防止しよう」

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/topics/season/river/index.html>

¹⁸ 東京都建設局「水難事故の防止」 <https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/kasenbu0153.html>

¹⁹ 東京都生活文化スポーツ局「子供の事故防止に関する啓発誌「Safe Kids」」

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/publication/documents/keihatushi-safekids-1.pdf>

²⁰ 東京都生活文化スポーツ局「水辺で遊ぶときはライフジャケットを着用しましょう！」

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/attention/2023/kigaikiken/lifejacket_20230707.html

²¹ 東京都生活文化スポーツ局「子供用ライフジャケットの安全な使用に関する調査」

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/test/lifejacket.html>